

発行：税理士法人 行本事務所

税金サプリ

これで難解な税金もスッキリ

Zeikin Supplement

災害を受けた時の税制上の救済措置

新型コロナ対応を含めた災害時の申告・納付等の手続の確認

最大級の台風や地震が毎年のように日本列島を襲うようになり、災害への備えと被災した時の救済措置が税制に於いて順次整備されてきました。加えて、令和2年は春先から新型コロナの影響を受け、令和元年分所得税などの確定申告期間が延長されましたし、その新型コロナの対応として、ほぼすべての税金が納税猶予の対象となりました。改めて、災害を受けたときの申告・納付の延長や申告による税金の還付、申請や届け出による救済措置の手続等を、新型コロナ対応のケースも含めて、確認しておきましょう。

■ 申告・納付の期限の延長

災害により申告・納付などをその期限までにできない時は、その理由のやんだ日から2か月以内でその期限を下記のような対応にて延長することができます。

- ① 災害による被害が広い場合には、国税庁長官が地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付期限が延長されます。
② 対象の地域でなくても、個別に延長申請して指定を受けることができます。

申請は期限経過後でも構いません。税務署では、「被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください」と呼びかけております。



■ 納税の猶予

災害により財産に相当の損失を受けた時は、申請することによって納税の猶予を受けることができ、納税の猶予期間等は下表のとおりとなっております。



- ① 猶予期間は、被害額割合に応じて8か月から1年間となっております。
② 新型コロナ対応の特例法では、一律1年間猶予されます。
③ なお、猶予期間内に納付できなかった場合は別途、災害等により納付困難となった場合の納税の猶予を受けることにより、最大3年間の納税の猶予を受けることができます。

ただし、猶予金額が100万円以下の場合などを除き、担保が原則必要となる点、また、猶予期間に対応する延滞税が軽減にとどまるケースがある点に注意が必要です。

災害により相当な損失を受けた場合の納税の猶予	新型コロナ対応の納税の猶予
対象国税	災害のやんだ日以前に納税義務が成立し、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納期限が到来する国税
要件	1) 災害により財産に相当な損失(被害額が全資産額のおおむね20%以上)を受けたこと 2) 災害のやんだ日から2月以内に申請があること
猶予期間	・被害額が全資産の額の50%を超える場合…原則1年 ・被害額が全資産の額の20~50%である場合…原則8か月
担保	不 要
延滞税	猶予期間に対応する延滞税を免除

■ 所得税の全部又は一部の軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税の確定申告を行うことで雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます。

下表の災害関連支出の金額は、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連してやむを得ない以下のような支出が該当します。

- ① 土砂などを除去する支出
- ② 住宅や家財などの原状回復の支出(資産が受けた損害部分を除く)
- ③ 住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止する支出については、
災害のやんだ日から1年(やむを得ない事情がある場合には3年)
以内の支出



■ 災害損失欠損金の繰戻し還付

対象となる災害損失は、棚卸資産や固定資産の被害(損失)に加え、その被害の拡大や発生を防止するために緊急に必要となった費用であり、直接必要とした費用といえないものは対象外となります。

新型コロナの対応では、



感染発生の防止で配備するマスクや消毒液

飲食業者等の食材
(棚卸資産)の廃棄損

施設や備品などを
消毒するための費用

空気清浄機等の
購入費用

イベント等の中止により、廃棄
せざるを得なくなった商品等の廃棄損

などが当てはまります。



所得税の全部又は一部の軽減(雑損控除又は災害減免法の選択制)

	所得税法(雑損控除)	災害減免法	
損失発生原因	災害、盗難、横領による損失が対象。	災害による損失が対象。	
対象となる 財産の範囲等	住宅や家財を含む生活に 通常必要な資産が対象。	住宅又は家財の損失額が、 その価額の1/2以上である場合。	
控除額の計算、 所得税等の 軽減額	控除額は次の①と②のうち、 いずれか多い方の金額です。 ①損失額－所得金額の1/10 ②損失額のうちの 災害関連支出の金額－5万円	その年分の所得金額	所得税・ 復興特別所得税 の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超750万円以下	1/2の軽減
		750万円超1,000万円以下	1/4の軽減
その他	その年の所得金額から 控除しきれない金額がある場合、 翌年以後3年間に繰り越して 各年分の所得金額から 控除できます。	原則として損害を受けた年分の所得金額が 1,000万円以下の人に限られます。 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。	